

# 1 / 車いす使用者用駐車スペース

項 目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準												
車いす使用者用駐車スペース 数 位 置 幅 表 示	<p>① 駐車場の全駐車台数が50を超える場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車スペースを設けること。</p> <p>② 車いすの通行に支障のない出入口から当該車いす使用者用駐車スペースに至る経路の距離ができる限り短くなる位置に設けること。</p> <p>③ 幅は、1台について350センチメートル以上とする。</p> <p>④ 車いす使用者用駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。</p>	<p>◎ 車いす使用者用駐車スペースの数は次の数以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="970 645 1417 878"> <thead> <tr> <th>全駐車台数</th> <th>車いす用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>×1/100+2台</td> </tr> </tbody> </table>	全駐車台数	車いす用	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	×1/100+2台
全駐車台数	車いす用													
1～50	1													
51～100	2													
101～150	3													
151～200	4													
201～	×1/100+2台													
		<p>◎ 車いす使用者以外の障がい者、高齢者、けが人、妊産婦等の歩行弱者のための通常幅の駐車スペースを別途設けること。 歩行弱者駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。</p>												